

番号：151172

国名：パラグアイ

担当：農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名：イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト（生活改善）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：生活改善
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年3月上旬から2016年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 3.97M/M、合計 4.72M/M
- (3) 業務日数：

期間（日数）				
準備期間	第1次現地業務期間	国内作業期間	第2次現地業務期間	整理期間
5日	57日	5日	62日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月3日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	生活改善に係る各種業務
対象国／類似地域	パラグアイ／全途上国
語学の種類	西語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：なし

(2) 必要予防接種：なし（ただし、黄熱病汚染国を經由して入国する際に、イエローカードの提示を求められる場合があります。）

6. 業務の背景

パラグアイの第一次産業はGDPの3割、輸出の4割を占め、全人口約660万人の約49%が農村部に居住している（なお、人口の97%は東部14県に集中）。さらに、第一次産業従事者は就労人口の約29.5%であり、農業はパラグアイの基幹産業であるといえる。この農業人口の8割は土地所有面積が20ha未満（東部地域）の小規模農家（以下、小農）と呼ばれ、大規模農家の一人当たり平均所得が年間12,000米ドルであるのに対し、小農は年間360米ドル程度である。パラグアイは、貧困度自体が中南米地域では高く（総人口の4割前後が貧困層）、国内貧富の格差も世界的にみて大きい国であり、2009年のジニ指数53.2は120カ国中17番目の高さとなっている。特に地方部では、水資源、運輸交通などの社会開発面の多くの課題に加え、セクター別（縦割り）行政体制における組織内外の調整・連携不足やトップダウンによる行政体制であるうえに、小農のニーズが行政側に適切に届きにくい状況である。その結果、行政からの支援は、限られた受益者に対し対処療法的なものしか提供されず、たとえば8割以上の農家が融資や技術支援の恩恵を受けられていない。このため、政府の農村開発の枠組みを根本から見直し、セクター間、国家・地方行政レベル間、官民の間で情報を共有し、相互補完・重複回避に基づくより適切な枠組みに再構築し、開発効果を高めていく必要性が認識されるようになり、新たな農村開発の枠組みとして、パラグアイ政府はテリトリアル・アプローチを採用することとした。

これを受けて、JICAは2009年から2011年にかけて開発調査「小農支援のための総合的農村開発計画（以下、EDRIPP）」を実施し、パラグアイにおける「農村テリトリーの持続的開発戦略策定のためのガイドライン」の策定支援を行い、その結果、パラグアイ政府は、同ガイドラインに沿って、制度改革やテリトリアル・アプローチによる農村開発の実施・促進を行っていくこととなった。その後、パラグアイ政府は日本国に対し、EDRIPPで提案されたテリトリーの一部において、テリトリアル・アプローチに基づくモデルプロジェクトの実施を通じ、パラグアイに適した新たな農村開発アプローチの実施体制構築を目的とする技術協力プロジェクトを要請した。これを受けて、パラグアイ政府とJICAは、2011年11月に実施した詳細計画策定調査の結果に基づき、2012年2月から5年間の予定で「イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を開始した。本プロジェクトの目的は、「パイロット事業の成果・経験及び教訓に基づくパラグアイ版テリトリアル開発手法の創出とその実施体制整備」にあり、テリトリアル開発のコンセプトである「官民など関連組織の連携」「関連アクターの協働」「ボトムアップ開発」「地域の人々による地域のための開発」「地域資源の有効利用」などに視座を置いたパイロット事業を実施し、その結果に基づきパラグアイにおいて有効かつ適切なテリトリアル開発の在り方を検討しようというものである。

プロジェクト活動においては、イタプア県では、2つのテリトリーにおいて、それぞれ「インスタンシア」と呼ばれる5市の連合体が設立され、これまで「穀物（トウモロコシ、豆類）、落花生の種子、自家消費用としての穀物、域内流通用としての穀物の生産と貯蔵）」、「キャッサバ（デンプン抽出工場向けキャッサバ苗の生産）」、「野菜（給食用・域内市場向け野菜の生産流通）」など農業分野を中心とした事業が徐々に始まっている。一方、カアサパ県ではインスタンシアの設立に向けた調整に時間を要したが、長期専門家（参加型開発）が2015年5月下旬に着任して以降、今まで11都市を1テリトリーとしていたものを、県の開発計画

(2013-2020)に基づいて、北部(5市)、中部(3市)、南部(3市)に再区分されるに至っている。

本業務従事者が主として派遣されるカアサパ県では、北部5市に、農牧省や社会事業庁のプログラム・プロジェクトが多数あること、及び既に牛乳・マテ茶・穀物・キャッサバのバリューチェーンが存在し、開発プロジェクトの有効性・妥当性・効率性・効果が見込まれることから、同地域でテリトリアル・アプローチの実施体制強化を図ることを県庁(計画部・生産部)と合意した。現在、北部5市、NGO、企業、大学、農業組合、普及局の技術者、農牧省のプログラム・プロジェクトを巻き込んでインスタンスの設立を進めると同時に、各市のパイロット事業実施に向けての計画を策定している。このインスタンスが地域のニーズを適切に把握し、地域の開発につなげていくためには、インスタンスの体制強化に加え、住民側が、地域の課題への気づきから解決への行動に移していく意識改革が重要である。このため、生活改善アプローチにより、地域住民のエンパワーメントを図ることが計画されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、主としてカアサパ県北部インスタンスにおける生活改善に係るパイロット事業(衛生、環境、栄養・料理、収支管理、住居改善など)の立ち上げを支援し、対象住民が自らの活動を通じて改善ニーズの確認及び住民による活動の可能性について気づきを促すことを目的として派遣される。また、生活改善事業実施に係る生活改善講座の設立とビデオ教材の作成に対する指導及び助言を行う。なお、必要に応じて、もう一つのサイトのあるイタプア県での類似の活動を指導し、また、首都アスンシオンの農牧省本省での業務も行う。

具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2016年3月上旬)

- ① 本プロジェクトに関係する資料によりテリトリアル・アプローチのコンセプト及びプロジェクト活動の全体的な状況を分析、理解し、担当業務遂行に必要な準備を行う。
- ② JICAパラグアイ事務所及びプロジェクト専門家と協議の上、全派遣期間に係るワーク・プラン(和文・西文)を作成、JICA農村開発部に提出し説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2016年3月上旬～2016年4月下旬)

- ① JICAパラグアイ事務所及びプロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P)にワーク・プランの説明を行い、合意する。
- ② 協力対象地域における生活改善講座の設立に向けての指導、助言を行う。
- ③ 国/県/市の普及員、社会事業庁のコーディネーター及び技術者に対して生活改善に関わる研修会を行う。
- ④ 帰国研修員(生活改善)のパイロットプロジェクトへの参画促進に向けての検討、助言を行う。
- ⑤ 生活改善講座の設立を支援する関連機関と連携しながら講座内容の構成について検討する。
- ⑥ C/P機関及びJICAパラグアイ事務所と国内作業期間中及び次回派遣時の業務内容について打ち合わせを行う。
- ⑦ 第1次現地業務期間終了に際し、第1次現地業務結果報告書(西文)を作成し、C/P機関及びJICAパラグアイ事務所に提出し、報告・説明する。

(3) 国内作業期間(2016年6月下旬)

- ① 第1次現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部に提出し、第1次現地派遣期間の活動内容について説明を行う。
- ② 第1次現地派遣期間の結果をもとに、第2次派遣期間の計画を策定する。

(4) 第2次現地派遣期間（2016年7月上旬～2016年8月下旬）

- ① 第2次現地派遣期間開始時にJICAパラグアイ事務所及びC/P機関に対し、当該派遣期間の活動内容について説明を行い、合意する。
- ② 第1次現地派遣期間中に指導、助言を行った国/県/市の普及員、社会事業庁のコーディネーター、技術者帰国研修員（生活改善）から、その後の活動状況についてヒアリングを行い、課題を確認する。
- ③ パイロット事業の計画・実施モニタリング・評価についての指導、助言を行う。
- ④ 生活改善活動に係るビデオ教材の作成についての指導、助言を行う。
- ⑤ 第2次現地派遣期間後のパイロット事業の実施方針及び留意点等についてC/P機関と協議のうえ、合意する。
- ⑥ 第2次現地業務結果報告書（西文）を作成、プロジェクト関係者及びJICAパラグアイ事務所に提出し報告を行う。

(5) 帰国後整理期間（2016年9月上旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 成果品

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（4）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書（和文3部・西文2部）
- (2) 第1次現地業務結果報告書（西文3部）
- (3) 第2次現地業務結果報告書（西文3部）
- (4) 専門家業務完了報告書（和文1部）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください。）。航空経路は、東京（成田/羽田）発アスンシオン往復とし、最も効率的、経済的な経路とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間の詳細については、ある程度の調整が可能です。

② 現地での業務体制

本業務の現地派遣期間中に現地で活動中のプロジェクト専門家は以下のとおりです。

ア) チーフアドバイザー（長期）

イ) 参加型地域開発（1）（イタプア県担当）（長期）

ウ) 参加型地域開発（2）（カアサパ県担当）（長期）

エ) 業務調整 (長期)

オ) 農業技術普及/営農 (短期: 2016年4月~2017年1月派遣予定)

③ 便宜供与内容

JICAパラグアイ事務所/プロジェクトによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| ア | 空港送迎 | あり |
| イ | 宿舍手配 | あり |
| ウ | 車両借上げ | 全行程に対する移動車両の提供 |
| エ | 通訳備上 | なし |
| オ | 現地日程のアレンジ | 必要に応じてプロジェクトがアレンジします。 |
| カ | 執務スペースの提供 | |

現地では、現場活動のほか、執務場所としてカアサパ県のプロジェクト事務所のほか、イタプア県及び首都アスンシオンのプロジェクト事務所が利用可能です。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL:03-5226-8424) にて配布可能です。また、以下の資料がJICAウェブページで公開されています。

① プロジェクト紹介

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000476/index.html>

② EDRIPPファイナルレポート

http://open_jicareport.jica.go.jp/810/810/810_708_12041414.html

③ プロジェクト詳細計画策定調査報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/810/810/810_708_12114153.html

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方での活動においては、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意願います。なお、作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載することとします。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上